



平成22年11月26日

各 位

会 社 名 アサヒビール株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 泉谷 直木
(コード番号 2502 東証・大証第1部)
問 合 せ 先 広報部長 森田 健
(TEL. 03-5608-5126)

簡易株式交換による連結子会社アサヒビールモルト株式会社の 完全子会社化に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成22年12月29日を効力発生日として、下記のとおり株式交換（以下「本株式交換」といいます。）により当社の連結子会社であるアサヒビールモルト株式会社（以下「モルト社」といいます。）を完全子会社とすることを決定いたしましたので、お知らせいたします。なお、本株式交換は、連結子会社を対象とする簡易株式交換であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しています。

記

1. 本株式交換による完全子会社化の目的

当社は昨年「長期ビジョン 2015」を設定し、本年からその実現に向けて平成24年を最終年度とする「中期経営計画 2012」に取り組むなか、各事業部門の権限と責任の明確化や専門性の追求により事業基盤の強化を図るとともに、企業価値向上を目指した国内外の事業ネットワークの拡大が急務であると考え、平成23年7月を目処に純粋持株会社制に移行するための準備に入っております。

純粋持株会社制に移行することで、グループのガバナンス機能を強化し、グループ全体としての「ものづくり力」の育成及び経営インフラの強化と国内外の成長領域への大胆な資源配分を可能とする体制を構築し、スピードを上げてグループの飛躍的成長を目指してまいります。

こうしたなか、当社は、機動的・効率的なグループ企業経営の観点から、当社の連結子会社でビールの原料である麦芽の製造販売を主たる事業としているモルト社を、効力発生日となる平成22年12月29日をもって、完全子会社とすることといたします。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

株式交換決議取締役会	平成22年11月26日(金)
株式交換契約締結	平成22年11月26日(金)
株式交換の予定日(効力発生日)	平成22年12月29日(水)

(注) 1. 本株式交換は、当社については、会社法第796条第3項の規定に基づき簡易株式交換の手続きにより、また、モルト社については、会社法第784条第1項の規定に基づき略式株式交換の手続きにより、各社とも株主総会の承認を得ないで行う予定です。

2. 本株式交換の効力発生日は、両社の合意により変更されることがあります。

(2) 本株式交換の方式

当社を株式交換完全親会社、モルト社を株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、当社については会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに、モルト社については会社法第784条第1項の規定に基づく略式株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに行うものとし、平成22年12月29日を効力発生日とする予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

会社名	アサヒビール株式会社 (株式交換完全親会社)	アサヒビールモルト株式会社 (株式交換完全子会社)
株式交換比率	1	0.67

(注) 1. 株式の割当比率

モルト社の株式1株に対して、当社の株式0.67株を割当て交付します。ただし、当社が保有するモルト社株式1,696,610株については、株式交換による株式の割当ては行いません。

2. 本件株式交換により交付する当社の株式数

当社は、本株式交換により69,271株を割当て交付いたしますが、交付する株式は、当社が保有する自己株式を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。また、モルト社少数株主に割当てた当社株式に1株に満たない端数が生じる場合には、各少数株主に、会社法第234条の規定にしたがい、1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の算定の考え方

(1) 算定の基礎及び経緯

当社は、本株式交換の株式交換比率の算定にあたり、その公正性・妥当性を担保するために、当社から独立した第三者算定機関に株式交換比率案の算定を依頼することとし、アーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社（以下「EYTAS社」といいます。）を第三者算定機関として選定致しました。

EYTAS社は、当社については市場株価法（平成22年11月25日を評価基準日とし、基準日終値、基準日から1週間、3週間、1ヶ月間、3ヶ月間の各取引日終値平均）による分析を行い、非上場会社であるモルト社については、ディスカунテッド・キャッシュフロー法（DCF法）による分析を行いました（なお、DCF法による分析において前提とした将来の利益計画では大幅な増減益は見込んでおりません。）。なお、モルト社については類似会社比準法及び修正簿価純資産法による分析結果も参考にしております。

EYTAS社は、これらの結果を総合的に勘案して株式交換比率にかかる算定結果を、平成22年11月25日を基準日として、当社に提出しました。

当社は、EYTAS社の株式交換比率の算定結果を受けて、モルト社株式1株に対する当社株式の割当株数を、0.66株～0.89株の範囲で検討いたしました。

当社及びモルト社は、さらに、近年の当社による、複数のモルト社少数株主からの相対買取価格も考慮し、交渉・協議を重ねた結果、最終的に上記の2.（3）に記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、合意しました。なお、この株式交換比率は、EYTAS社が当社に提出した算定結果の範囲内で決定されたものです。

なお、この株式交換比率は、算定となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

(2) 算定機関との関係

EYTAS社は、当社及びモルト社の関連当事者には該当せず、本株式交換において記載すべき重要な利害関係を有しません。

4. 本株式交換の当事会社の概要（平成21年12月31日現在）

(1) 名称	アサヒビール株式会社 (株式交換完全親会社)	アサヒビールモルト株式会社 (株式交換完全子会社)
(2) 事業内容	酒類、飲料、食品・薬品の製造・販売、その他不動産の販売・賃貸、麦芽の製造・販売、外食事業、卸事業、物流事業、金融事業等	各種麦芽の製造販売及び委託加工、麦芽ならびに穀類を原料とする2次加工品の製造販売、不動産の賃貸に関する業務他
(3) 設立年月日	昭和24年9月1日	大正9年2月11日
(4) 本店所在地	東京都墨田区吾妻橋一丁目23番1号	滋賀県野洲市三上2311番地

(5)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 泉谷 直木	代表取締役社長 滝口 進
(6)	資本金	182,531,194,085 円	90,000,000 円
(7)	発行済株式総数	483,585,862 株	1,800,000 株
(8)	株主資本	504,686 百万円	1,370 百万円
(9)	決算期	12 月 31 日	12 月 31 日
(10)	従業員数	3,719 名	40 名
(11)	主要取引先	国分(株) 伊藤忠食品(株) (株)イズミック 日本酒類販売(株) その他	アサヒビール(株) アサヒロジ(株) ホッピービバレッジ(株) その他
(12)	主要取引銀行	(株)三井住友銀行 (株)みずほコーポレート銀行 住友信託銀行(株) 農林中央金庫	(株)三井住友銀行 (株)滋賀銀行
(13)	大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口) 4.5% 日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口) 4.4% 旭化成(株) 3.9%	アサヒビール(株) 94.3%
(14)	当事会社の関係	資本関係	当社はモルト社の発行済株式総数の 94.3%、総株主の議決権の 94.3%を有しており、モルト社は当社の連結子会社であります。
		人的関係	モルト社の取締役 3 名中、1 名は当社の従業員が兼任しております。
		取引関係	当社はモルト社に、各種麦芽の加工業務を委託しております。
		関連当事者への該当状況	モルト社は当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。

(15) 直前事業年度の財政状態及び経営成績 (単位：百万円)		
	平成 21 年 12 月期 [連結]	平成 21 年 12 月期 [単体]
	アサヒビール株式会社 (株式交換完全親会社)	アサヒビールモルト株式会社 (株式交換完全子会社)
純資産	577,702	1,373
総資産	1,433,652	3,076
1 株当たり純資産 (円)	1,233.25 円	762.58 円
売上高	1,472,468	1,765
営業利益	82,777	276
経常利益	90,546	258
当期純利益	47,644	139
1 株当たり当期純利益 (円)	102.49 円	77.03 円

5. 本株式交換後の状況

本株式交換後の当社の名称、事業内容、本店所在地、代表者の役職・氏名、資本金及び決算期につき、上記「4. 本株式交換の当事会社の概要」記載の内容から変更はありません。

6. 今後の見通し

モルト社は、従来から当社の連結対象会社であり、当社の単独・連結ともに本株式交換実施による当期及び翌期以降の業績に与える影響は軽微であります。

以 上